

千葉労働局発表  
令和元年5月31日



【照会先】

千葉労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 北村 明典  
課長補佐 菰田 清之  
安全専門官 渡邊 秀明  
電話 043-221-4312

## 全国安全週間に伴う安全パトロールと局長緊急メッセージ

千葉労働局（局長：高橋秀誠）は、全国安全週間（7月1日から7月7日）を迎えるにあたり、労働災害防止の重要性を喚起するため、成田労働基準監督署、成田国際空港建設工事安全衛生協議会との合同安全パトロールを実施します。

また、昨年の休業4日以上死傷者数が5,535人とこの10年で最多となり、今年に入っても増加に歯止めがかからず、今年4月に死亡災害が多発したことなどを踏まえ、局長名の「全国安全週間を迎えるに当たっての緊急メッセージ」を本日付けで発出し、県下の事業者の皆様へ、安全衛生活動を積極的に推進し、死亡災害を含めた労働災害防止の徹底を呼びかけることとしました。

### ○ 合同安全パトロール

- 1 実施年月日：令和元年6月14日（金）10：00～12：00
- 2 パトロール現場
  - （1）施工者：清水建設株式会社土木東京支店
  - （2）工事名称：B滑走路南側エプロン造成・その他設置工事
  - （3）所在地：成田国際空港内
- 3 パトロール実施者（実施要領参照）
  - ・千葉労働局（高橋局長他2名）、成田労働基準監督署（渡邊署長他1名）
  - ・成田国際空港建設工事安全衛生協議会20名

### ○ 千葉労働局の全国安全週間を迎えるに当たっての緊急メッセージ

本日（5月31日）、県下の事業者の皆様に向けてメッセージを発出するとともに、県内の事業者団体・災害防止団体（15団体）には会員事業場にメッセージを周知するよう要請

### ○ 添付資料

- ①令和元年度全国安全週間労働局・監督署・協議会合同パトロール実施要領
- ②全国安全週間を迎えるに当たっての緊急メッセージ
- ③工事概要【参考1】
- ④令和元年度全国安全週間実施要綱（リーフレット）【参考2】

☆同行取材を希望される場合は、6月10日までに千葉労働局労働基準部健康安全課（菰田、渡邊）までご連絡をお願いいたします。

# 令和元年度全国安全週間千葉労働局・成田労働基準監督署・成田国際空港建設工事安全衛生協議会合同パトロール実施要領

## 1 目的

県内の事業場や労働者の方々に、全国安全週間実施要綱（別紙参照）に則った労働災害防止対策の徹底を喚起することを目的に実施

## 2 実施日、対象

安全衛生活動に熱心に取り組んでいる以下の工事現場（成田国際空港内）を対象

- (1) 実施日時：令和元年6月14日（金）10時00分～12時00分
- (2) 対象：B滑走路南側エプロン造成・その他設置工事（成田国際空港内）
- (3) 施工者：清水建設株式会社土木東京支店
- (4) 工期：平成29（2017）年4月6日～令和2（2020）年8月25日

## 3 実施者

- ・千葉労働局：高橋局長、北村健康安全課長外1名
- ・成田労働基準監督署：渡邊署長外1名
- ・成田国際空港建設工事安全衛生協議会（\*）：20人

\* 同協議会は、・・・成田国際空港関連の建設工事における労働災害防止や連絡調整等を目的に20社程度で構成されている。代表は成田国際空港㈱

## 4 パトロール行程

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 10:00 | 現場事務所での趣旨説明等             |
|       | ・協議会会長挨拶                 |
|       | ・高橋労働局長挨拶                |
|       | ・工事概要説明（清水建設）、パトロール行程の説明 |
| 10:30 | パトロール開始                  |
| 11:40 | パトロール終了                  |
| 11:45 | 現場事務所での意見交換              |
| 11:50 | パトロール講評（渡邊労働基準監督署長）      |
| 12:00 | 終了                       |

## 5 パトロール実施者の服装

ヘルメット、作業服、安全帯（ハーネス型）、軍手、安全靴等

## 6 取材について

- (1) パトロールは制限区域内への立入が予定されているため、事前の登録が必要となりますので、同行取材を希望される場合は、6月10日(月)までに千葉労働局労働基準部健康安全課（電話043-221-4312 渡邊、菰田）までご連絡をお願いいたします。また、当日は本人確認のため、運転免許証をご持参ください。
- (2) 取材者の皆様も軽装で行動しやすい服・靴等をお願いします。保護帽（ヘルメット）及び作業服（上着）は千葉労働局が用意します。
- (3) 撮影については事業場の指示に従ってください。

## 全国安全週間を迎えるに当たっての緊急メッセージ

### (千葉県下の事業者の皆様へ)

○ 千葉労働局では、平成 30 年度を初年度とする 5 年間を計画期間とする第 13 次労働災害防止計画を推進しており、計画目標(2017 年と比較して 2022 年の死亡者 15%減、休業 4 日以上の被災者数 5%減)の達成に取り組んでいるところです。

○ こうした中、昨年(平成 30 年)の県下の労働災害発生状況は、死亡者数は一昨年比 15 人減の 28 人と過去最少になったものの、休業 4 日以上の死傷者数は、同 8.5%増の 5,535 人と直近 20 年でも最悪水準(最多の平成 20 年の 5,596 人に匹敵する水準)となりました。

労働災害は、今年になっても歯止めがかからず、4 月末現在までに届出があった被災者数は 1,059 人と前年同期をさらに上回ったほか、死亡災害については 4 月の 1 か月間だけで 6 人もの方の尊い命が失われるという極めて憂慮すべき事態となっています。

死亡災害の態様としては、高所からの墜落、フォークリフト運転中の横転、交通事故など、これまでも多く発生してきたいわゆる在来型災害であり、いずれも事前に対策が検討されていれば防止できたと考えられるものばかりです。

○ 今年も 7 月 1 日から「全国安全週間」が、「新たな時代に P D C A みんなで築こう ゼロ災職場」をスローガンの下に実施され、6 月 1 日には、その準備期間が始まります。

県下で労働災害をこれ以上決して生じさせないようにすべく、この機会に皆様それぞれの職場において、今一度各種安全基準、資格、機械・器具等の点検整備状況をご確認いただくとともに、P D C A を意識した安全衛生活動を積極的に推進し、すべての人が安心して安全に働ける職場環境を実現しましょう。

## 【参考1】

工事名称：B滑走路南側エプロン造成・その他設置工事

発注者：成田国際空港株式会社

担当部署：整備部門整備土木グループ

施工会社：清水建設株式会社土木東京支店

### 工事概要

滑走路の時間値を72回へ拡大することに伴い、エプロン及び周辺誘導路を整備する計画である。そのため本工事において敷地範囲を約20ha拡大して用地を確保する造成とそれに伴う雨水排水施設、地中線管路の設置、地上支援車両が誘導路を横断できるよう地下道トンネルの設置を行う。また、附帯工事で調整池・場周道路・場周柵等の設置を行う。

### 工事規模

盛土：419,400m<sup>3</sup>、掘削・残土処理：561,700m<sup>3</sup>、地盤改良：66,577m<sup>3</sup>、地下道：275m、雨水排水施設工：4.1km、地中線管路工：5.1km

工事期間：平成29年4月6日～平成32年8月25日

工事場所：成田国際空港B滑走路南地区

# 全国安全週間

期 間：令和元年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：令和元年6月1日(土)～30日(日)】

スローガン

あら じだい  
新たな時代に PDCA  
きず さいしょくば  
みんなで築こう ゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、平成30年の労働災害については、死亡災害は過去最低となりました。しかし、休業4日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回ります。また、平成30年には、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」や、企業での自主的な安全衛生管理のための取組を体系的かつ継続的に実施するための仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」に関するJISが制定されました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」のスローガンのもと、事業者が労働者の協力の下に、マネジメントシステムの基本をなす PDCA サイクル「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act) という一連の過程」を確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成31年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

## 実施者の実施事項

### ① 安全衛生活動の推進

#### ア. 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任 (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

#### イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施 (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実 (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

#### ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底 (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

#### エ. リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

#### オ. その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

### ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

#### ア. 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保 (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

#### イ. 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進 (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施 (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

#### ウ. 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

#### エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

#### オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知 (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

### ③ 業種横断的な労働災害防止対策

#### ア. 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

#### イ. 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

#### ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

#### エ. 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)

(ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施 (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省 安全衛生



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>

中央労働災害防止協会 安全週間



あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

あんぜんプロジェクト



職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

職場のあんぜんサイト



詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署